

スロバキアの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

スロバキア共和国（スロバキア語では「Slovenská Republika」。以下「スロバキア」という）は、中欧の共和制国家である。国語はスロバキア語である。現在のスロバキアのある地域には、9世紀に「大モラヴィア王国」が栄えたが、10世紀初めにマジャール人の侵入により崩壊した後は約1000年間にわたりハンガリーの支配下に置かれてきた。

1918年に、オーストリア・ハンガリー二重帝国の崩壊を受け、チェコスロバキア共和国が成立した。しかし、1939年にはチェコがドイツに併合され、スロバキアはドイツの事実上の保護国となった。戦後は再度チェコと統一国家を形成したが、1948年に共産党政権が成立した。チェコスロバキア社会主義共和国（1960年に成立）の時代に勃発した「プラハの春」（1968年）はワルシャワ条約機構軍により鎮圧されたが、その後、1989年の民主革命（「ビロード革命」）によって共産党政権は崩壊した。1990年に複数政党制による自由選挙が行われた後、連邦を平和的に解体してチェコとスロバキアを分離することが合意された（「ビロード離婚」²）。その結果、1993年1月1日に、チェコとスロバキアはそれぞれ独立国家となった³。

スロバキアの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置くものである。これは、以下のような歴史的要因に基づく。

チェコとスロバキアは、かつてオーストリア・ハンガリー二重帝国の支配下にあった。その頃、チェコはオーストリアの支配下であり、オーストリア法が適用された。他方、スロバキアはハンガリーの支配下であり、ハンガリー法が適用された⁴。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² スロバキアでは「ビロード革命」とは呼ばれず、「チェコ・スロバキア分離」（スロバキア語では「Rozdelenie Česko-Slovenska」）という。分離に至った原因には様々な事情があったが、とくに国名の「チェコ」と「スロバキア」の間にハイフン、ダッシュ又は「及び」を入れるか否かという点、また、「スロバキア」の最初の文字を大文字の「S」にするか小文字の「s」にするかという点で大論争となったことが、結局は両国の分離に繋がった。

³ ちなみに、チェコ、スロバキア、ポーランド及びハンガリーの中欧4か国は、ヴィシエグラード・グループ（ヴィシエグラード4か国とも呼ばれる。略称は「V4」）という地域協力機構を形成している。

⁴ 鈴木輝二著「東欧法入門5 チェコスロバキア」（『国際商事法務 Vol.10, No.12』（国際

スロバキアの法制度は、歴史的にはハンガリー法その他、オーストリア法及びドイツ法の影響を受けてきたほか、社会主義体制下においてはソ連法の影響を受けた。そして最近では、EU法の影響を強く受けるようになってきている。このように、スロバキアの法制度の特徴としては、各時代において様々な形で国外の法制度の影響を受けてきたという点を挙げる事ができよう。

II 憲法

スロバキア憲法は、1992年10月1日に施行された。その後、幾度もの改正を経て、今日に至っている。2006年5月1日施行の改正までを反映した憲法は、全156条からなる⁵。

憲法の主な体系は、表1のとおりである（なお、第1章と第3章には、もともと表題がない）。

表1：スロバキア憲法の主な体系（2006年5月1日施行の改正までを反映）⁶

序章		
第1章	第1節 基本規定	第1条～第7a条
	第2節 国家の象徴	第8条～第9条
	第3節 スロバキア共和国の首都	第10条
第2章 基本的権利及び自由	第1節 総則	第11条～第13条
	第2節 基本的人権及び自由	第14条～第25条
	第3節 政治的権利	第26条～第32条
	第4節 国家的少数者及び民族集団の権利	第33条～第34条
	第5節 経済的、社会的及び文化的権利	第35条～第43条
	第6節 環境及び文化遺産の保護の権利	第44条～第45条
	第7節 司法及び他の法的保護の権利	第46条～第50条
	第8節 第1章及び第2章のための共通規定	第51条～第54条

商事法研究所、1982年）所収）812・813頁。

⁵ スロバキア憲法（2006年5月1日施行の改正までを反映）の英訳は、スロバキア政府のウェブサイトに掲載されている。

<http://www.slovak-republic.org/constitution/>

⁶ スロバキア憲法は、2006年5月1日施行の改正以降も、数度にわたり改正されてきた。最新版の憲法の英訳は見当たらなかったが、2014年になってからも、①司法制度に関する改正（司法評議会による裁判官の適正審査のため、資産状況、汚職への関与、犯罪歴等を調査する。また、司法評議会の議長は、最高裁判所長官が兼務するのではなく、メンバーの互選により決定する）及び②婚姻に関する改正（婚姻を男女間のものに限ることを憲法に明記する）が行われたとの情報がある（『在スロバキア日本国大使館 政治・経済月報（2014年6月）』2頁）。

第3章	第1節 スロバキア共和国の経済	第55条～第59条
	第2節 スロバキア共和国の最高監査院	第60条～第63条
第4章 地方自治		第64条～第71条
第5章 立法権	第1節 スロバキア共和国の国民議会	第72条～第92条
	第2節 国民投票	第93条～第100条
第6章 執行権	第1節 スロバキア共和国の大統領	第101条～第107条
	第2節 スロバキア共和国の内閣	第108条～第123条
第7章 司法権	第1節 スロバキア共和国の憲法裁判所	第124条～第140条
	第2節 スロバキア共和国の裁判所	第141条～第148条
第8章 スロバキア共和国の検察院及び公共権利保護官	第1節 スロバキア共和国の検察局	第149条～第151条
	第2節 公共権利保護官	第151a条
第9章 経過規定及び最終規定		第152条～第156条

1 基本原理

スロバキア憲法は、法の支配に基づく民主的主権国家である（1条1項）。憲法はまた、国際法の尊重（1条2項）、国民主権（2条1項）、自由主義（2条3項）等をも規定している。

また、憲法の第3章第1節に、スロバキア経済は、市場経済原理に基づくことが規定されている（55条1項）⁷。これは、社会主義経済との決別を意味している。

2 統治機構

（1）立法権

スロバキアの唯一の立法機関は、国民議会であり、一院制が採用されている（72条）。国民議会は、任期4年の150名の議員から構成される（73条1項）。議員は、裁判官、検察官、公共権利保護官等を兼ねることはできない（77条2項）。

国民議会の全議員の過半数が出席すれば、定足数を満たしたものとされる（84条1項）。そして、出席した議員の過半数の賛成により、有効な議決があったものとされる（84条2

⁷ なお、「スロバキアの経済」に続いて、第3章第2節には「最高監査院」に関する規定が置かれている。最高監査院は、国家、地方自治体、公法人等の財政の管理を所管する独立体であり（60条）、年1回以上、国民議会に監査結果報告を提出することとされている（62条）。「スロバキアの経済」及び「スロバキアの最高監査院」に関する事項が、基本的人権に関する第2章のすぐ後で、かつ、地方自治、立法権、執行権及び司法権よりも前に規定されていることは、スロバキアではこれらの問題が非常に重要視されていることを示すものといえよう。

項)。憲法及び憲法的法律の制定及び改正、EU等に関連する一定の条約の批准、大統領の解任、大統領への告訴、他国への宣戦布告のためには、国民議会の全議員の5分の3以上の合意が必要である（84条4項）。

国民議会の権限は多岐にわたるが、例えば、①憲法及び憲法的法律に係る決定、②憲法的法律の手段により条約を批准・廃棄すること、③国民投票を実施する提案に対する決定、④国家予算の承認、⑤宣戦布告の決定、⑥外国への軍隊の派遣、⑦外国軍隊のスロバキアでの駐留等が含まれる。法律は、公布されることにより、効力を生じる（87条4項）。内閣に対する不信任決議は、全議員の過半数の賛成が必要である（88条）。

（2）執行権

大統領は、スロバキアの国家元首である（101条1項）。大統領は国民の直接選挙により選任され、任期は5年である（101条2項）。有効投票総数の過半数を獲得した候補者が、大統領に選任される。もし過半数を獲得した候補者がいない場合、得票数の最も多かった2名の候補者につき、14日以内に2回目の投票が行われる。2回目の投票で最も多くの得票数を得た者が、大統領に選任される（101条4項）。

大統領は、①国家を対外的に代表する権限、②内閣の施政方針がその指名後6か月以内に国民議会により承認されなかったこと等に基づき、国民議会の解散する権限、③法律に署名する権限、④首相及び他の閣僚を任命・解任する権限、⑤軍の最高指揮官としての権限、⑥国民議会の決定に従い、宣戦布告する権限、⑦国民議会が可決した法案につき15日以内に差し戻す権限、⑧憲法裁判所の裁判官を任命・解任する権限、⑨最高裁判所の判事・長官・副長官等を任命・解任する権限等を有する（102条1項）。

内閣は、首相、副首相及び閣僚により構成される（109条1項）。首相は、大統領により任命・解任され（110条1項）、副首相及び閣僚は、首相の提案に基づき大統領により任命・解任される（111条）。大統領は、国民議会が内閣不信任案を可決し、又は内閣信任案を否決したときは、内閣を解任しなければならない（115条1項）。

内閣は、①法案を作成する権限、②法律を執行するために政令を制定する権限、③計画・政策等を決定する権限、④予算案を策定する権限等を有する（119条）。

（3）司法権

憲法裁判所は、憲法保障のための独立した司法機関である（124条）。憲法裁判所は、法律、政令及び地方の条例等が憲法、憲法的法律及び国際条約に適合しているか否かについて決定を行う（125条）。憲法裁判所は、紛争事項について、憲法又は憲法的法律の解釈を示すことができる。当該解釈は、法律の公布と同様に公布され、公布日から効力を生じる（128条）。憲法裁判所は、13名の裁判官により構成される（134条1項）。憲法裁判所の裁判官は、国民議会の提案に基づき、大統領により任命され、任期は12年である（134条2項）。憲法裁判所の裁判官の候補者は、40歳以上のスロバキア市民で、ロースクールを卒業し、

15年以上の法律実務経験を有する者でなければならない（134条3項）。憲法裁判所の裁判官は、国民議会の議員と同様、免責特権を有する（136条1項）。憲法裁判所の裁判官を刑事訴追し、又は刑事拘禁するためには、憲法裁判所の同意が必要である（136条2項）。もし憲法裁判所の同意が得られない場合、当該裁判官の任期中は、刑事訴追又は刑事拘禁することはできない（136条4項）。

スロバキアにおいても、司法権は、他の機関から独立した不可分の裁判所により行われることとされている（141条）。司法裁判所は、民事事件、刑事事件及び行政事件を所管する（142条1項）。司法裁判所は、最高裁判所及び下級裁判所により構成される（143条1項）。

また、スロバキアでは、全15名の構成員からなる司法評議会が設けられている。司法評議会は、司法の独立性を守るための組織であり、2001年の憲法改正により導入されたものである。司法評議会の議長には、最高裁判所長官が就任する。その他の構成員としては、①裁判官の中から選任された者8名、②国民議会により選任された者3名、③大統領により指名された者3名、④内閣により指名された者3名がある（141a条1項）。司法評議会の役割は、①任命又は解任される裁判官の候補者の氏名を大統領に提出すること、②裁判官の人事異動を決定すること、③最高裁判所の長官及び副長官の任命又は解任を大統領に提案すること、④国際司法機関でスロバキアを代表する裁判官の候補者を内閣に提案すること等である。

（4）公共権利保護官

公共権利保護官（オンブズマン）は、行政手続等において行政機関による行為、意思決定、不作為等により法秩序に反する事態が生じた場合に、自然人又は法人の基本的権利及び自由を保護する独立体である。いかなる行政機関も、公共権利保護官に対し、必要な援助を行わなければならない（151a条1項）。公共権利保護官は、もし一般的な法規制が基本的人権を侵害していると考えられる場合は、憲法裁判所に審理を申し立てることができる（151a条2項）。公共権利保護官になろうとする者は、35歳以上のスロバキア市民で、政党等に参加していない者でなければならない（151a条3項）。

3 人権

「第2章 基本的権利及び自由」は全43条からなっており、日本国憲法で規定されているような人権は、ほぼ同様に保障されているといえる。

スロバキア憲法の中で特徴的な規定としては、例えば、以下のものが挙げられる。

① 国家的少数派及び民族集団に関しては、序章だけでなく、第2章第4節においても規定が置かれている。例えば、彼ら自身の文化を発展させる権利、母語により情報を発信・受領する権利、少数言語により教育を行う権利、公的關係においてその言語を使用する権利等が保障される（34条1項・2項）。スロバキアには、スロバキア人（約86%）のほか、マジ

ヤール人（約10%）、ロマ人（約2%）、チェコ人（約1%）等が居住している⁸。スロバキアは、とくにスロバキア国内に居住するマジャール人（ハンガリー人）の処遇をめぐり、過去にハンガリーと厳しく対立した経緯がある。憲法においても、国家的少数派及び民族集団に憲法上保障された権利の行使は、スロバキアの主権及び領土的統一性に害を及ぼすものであってはならないとの明文規定が置かれている（34条3項）。

- ② スロバキアの国語は、スロバキア語であると規定されている（6条）。上述したとおり、スロバキアには多くの国家的少数派及び民族集団が存在するが、国家唯一の国語であるスロバキア語を通じて国民の統一を図ろうとするものといえよう。
- ③ スロバキアに永住する外国人は、地方自治体における選挙権及び被選挙権を有する（30条1項）。
- ④ 憲法で定められた基本的権利及び自由の民主的秩序を廃棄しようとする者に対する抵抗権が認められている（32条）。
- ⑤ 環境及び文化遺産の保護の権利について明文規定が置かれている（44条・45条）。
- ⑥ 外国人のスロバキアへの亡命に関する明文規定が置かれている（53条）。

4 国民投票

スロバキアでは、他国との同盟の樹立又は解消、その他の公共の利害に係る重要事項につき、国民投票が利用されることとなっている（93条1項・2項）。

他方、基本的権利及び自由、租税、課徴金並びに国家予算に関する事項は、国民投票の対象外とされている（93条3項）。その趣旨としては、①租税や予算等の事項は、特定の利害を離れた全国民的見地から議会により決められるべきこと、及び②基本的人権については、それが「少数者の人権」に関わる事柄であることに鑑みると、そもそも多数決で決定すべきことではないことがあると考えられる⁹。

国民投票は、35万名以上の市民の署名による要求又は国民議会の決議があれば、30日以内に、大統領が要請する（95条1項）。国民議会の議員選挙に投票権を有する者は、国民投票に参加することができる（94条）。国民投票に参加する資格のある者の過半数が参加し、かつ、参加者の過半数が国民投票の提案に同意したときは、当該国民投票の提案は有効となる（98条1項）。同意され有効となった上記国民投票の提案は、法律の公布と同様に、国民議会により公布される（98条2項）。国民投票が行われた日から3年以上経過してからでないと、国民議会は憲法的法律により国民投票の結果を変更又は無効化することはできず、同じ争点についての再度の国民投票を行うこともできない（99条）。

⁸ 『データブック オブ・ザ・ワールド 2012年版』（二宮書店、2012年）349頁。

⁹ 『「憲法改正問題についての国民投票制度等」について』（橋幸信講演）4頁。

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/1800405housei-siryou0.pdf/

5 法令及び判決例

スロバキアの法体系は、段階構造（下位の法規範は上位の法規範に適合していること）が採られている。即ち、最上位の法規範である憲法を頂点として、以下、順に、憲法的法律、法律、政令、規則等がある。憲法的法律とは、国家の組織・活動及び国民の自由・権利の基本事項に係る法律をいう。政令は、内閣が制定することができ、規則は、各省及びその他の行政庁が制定することができる。上記のものほかに、国際条約や EU 規則等があり、これらは、スロバキア国内の法令に優越する。

裁判所の判決には、いわゆる先例拘束性は無いが、過去の判決例は論拠として事実上の影響力を有することがある。

6 欧州連合（EU）との関係

1993 年の独立後、「欧州への回帰」を目指してきたスロバキアは、2004 年 3 月には NATO に、同年 5 月には EU に加盟した。そして、2009 年 1 月より、ユーロを導入した。ユーロ導入に至るまでには、スロバキアでは、財政改革、民営化及び外資系自動車企業の誘致等、様々な改革が行われた。

III 民法

1950 年にチェコスロバキアとしての初めての統一民法典が採択され、1951 年から施行された。それまでは、チェコとスロバキアでそれぞれの歴史的経緯に基づいて形成された法制度が存在していた（スロバキアでは、ハンガリーの慣習法が長年にわたり基本的に効力を有していた）が、ここに、チェコスロバキアとしての初めての統一的な民法典が成立したことになる。その後、1964 年には、民法典、経済法典及び国際取引法典が相次いで制定されたが、このようなチェコスロバキアの法制度は、当時の他の東欧諸国の立法政策に大きな影響を与えた¹⁰。

その後、ビロード革命、ビロード離婚による独立を経てスロバキアの置かれた状況は大きく変化したが、現在でも、スロバキアでは、1964 年制定の民法典が施行されている。民法典には、法人格、法律関係の対象、財産権、法的権利義務、債務と契約の種類、不当利得、民事責任、相続等の事項が規定されている¹¹。

IV 商法・会社法

スロバキアの商法は、1991 年に制定され、幾度もの改正を経てきている。商法には、商事契約及び債務の種類、会社の種類・設立・定款・解散、商事取引の責任、競争法等の事項

¹⁰ 鈴木・前掲書 813 頁。

¹¹ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/slovakia1.htm>

が規定されている¹²。

現在、スロバキアで設立が認められている主な会社は、表2のとおりである。

表2：スロバキアで設立が認められている主な会社

名称	スロバキア語(略称)	説明
有限責任会社	spoločnosť s ručením obmedzeným (s.r.o.又は spol. s.r.o.)	出資の金額を限度とする有限の間接責任を負う出資者のみからなる会社。最低資本金は 5,000 ユーロ。出資者は個人でも法人でもよいが、1名以上 50名以下でなければならない。各出資者の出資額は 750 ユーロ以上でなければならない。
株式会社	akciová spoločnosť (a.s.又は akc. spol.)	株主が株式の引受価額を限度とする有限の出資義務のみを負う会社。最低資本金は 25,000 ユーロ。30%以上は金銭出資である必要がある。一人株主でも設立可能。公開会社と非公開会社の2種がある。

外国法人は、スロバキア国内に登録した支店又は現地法人(子会社)を設立することにより、スロバキア国内で事業活動を行うことができる。支店は、スロバキア法人ではなく、外国法人の一部であり、外国法人自身が責任を負う。

有限責任会社は、スロバキアで最も一般的な会社形態である。最低資本金は 5,000 ユーロである。出資者は個人でも法人でもよいが、1名以上 50名以下でなければならない。各出資者の出資額は 750 ユーロ以上でなければならない。出資者が1名である有限責任会社は、他の会社の 100%出資者であってはならない(完全親子会社の連鎖の否定)。有限責任会社の取締役となるための要件については、EU又はOECDの加盟国の国民であれば取締役になることができるが、他の国の国民である場合は、EUのいずれかの国に永住するか又はスロバキアで一時的な在留許可を取得する必要がある。取締役の人数に制限はない。

株式会社は、株主の人数にとくに制限はなく、1名でもよいし、50名を超えてもよい。最低資本金は 25,000 ユーロである。30%以上は金銭出資である必要がある。公開会社と非公開会社の2種があるが、略称はいずれの場合も「a.s.」又は「akc. spol」であり、公開か非公開かにより略称の違いはない。株式会社の機関は、株主総会、取締役会、監査役会である。

V 民事訴訟法

スロバキアの司法裁判所の頂点に位置するのは、最高裁判所である。スロバキアでは、基

¹² <http://www.nyulawglobal.org/globalex/slovakia1.htm>

本的に二審制が採用されている。スロバキアの最高裁判所は、首都であるブラティスラヴァにのみ 1 か所設置されている。また、地域裁判所は 8 か所、地方裁判所はスロバキア全域に 54 か所設置されている。大部分の事件においては、地方裁判所が第一審管轄裁判所となり、第一審判決に対して上訴が行われると、第二審は地域裁判所となる。一部の事件においては、地域裁判所が第一審管轄裁判所となり、第一審判決に対して上訴が行われると、第二審は最高裁判所となる。訴訟における審理は、原則として 3 名の合議体又は 1 名の裁判官により行われる。

スロバキアでの民事又はビジネスに係る訴訟の第一審判決までの期間は、2010 年は 364 日であったが、2012 年には 437 日に増加した。スロバキア政府としては、訴訟の迅速化を図るため、EU の基金を活用し、電子手続の導入を検討している¹³。

VI 刑事法

かつてのチェコスロバキアにおいて 1950 年に採択された刑法典は、ソビエト刑法の影響を強く受けたものであった。1961 年に採択された刑法典も、ソビエト刑法の影響が若干減少したとはいえ、基本的性格は変わらなかった。しかし、40 年以上にわたり効力を有していた刑法典及び刑事訴訟法典は、2005 年に採択された新しい刑法典及び刑事訴訟法典により取って代わられた。これらの新しい法典は、近代的な法の諸原則に基づくものである¹⁴。

2005 年の新しい刑法典のポイントとしては、例えば、以下の点が挙げられる¹⁵。

・総則と各則に分けて規定されている。総則では、犯罪が 3 つの類型に区分されており、軽罪、犯罪、特別重大犯罪がある。

・刑事責任能力は 14 歳とされている。

・刑法典では、自然人のみが犯罪の主体とされている。

・刑法典が規定する刑罰の種類は、①自由刑、②在宅拘禁、③社会奉仕命令、④罰金、⑤没収、⑥非居住の制裁、⑦名誉学位及び称号の剥奪、⑧軍隊等における階級の剥奪、⑨国外退去である。

・死刑は 1990 年に廃止された。

また、2005 年の新しい刑事訴訟法典のポイントとしては、例えば、以下の点が挙げられる¹⁶。

・被疑者・被告人は、刑事手続のあらゆる段階において、その有する権利を告知される。

・検察官は、原則として、犯罪があると思料する事件を全て起訴しなければならない。法律

¹³ 『在スロバキア日本国大使館 政治・経済月報 (2014 年 3 月)』 4 頁。

¹⁴ 「スロバキア共和国の刑法・刑事訴訟法」(Ondrej Laciak 講演、『静岡法務雑誌 第 4 号』(静岡大学法科大学院、2012 年 3 月) 所収) 115 頁。

¹⁵ 前掲「スロバキア共和国の刑法・刑事訴訟法」116 頁。

¹⁶ 前掲「スロバキア共和国の刑法・刑事訴訟法」117～120 頁。

又は条約に別段の定めがある場合にのみ、例外が認められる。

・裁判所は、被疑者・被告人に有利か不利かを問わず、職権で証拠を取り調べ、事案を解明する義務を負う。

・答弁取引（有罪又は刑罰への同意）の制度がある。被疑者・被告人が答弁取引に応じると、拘禁刑が相場の3分の1になる。

VII 参考資料

以上、スロバキア法の概要を簡単に紹介してきたが、スロバキア法については、ドイツ法、フランス法及びイギリス法と比べると、日本語の文献・論文等が圧倒的に少ない。

スロバキア法全般の日本語による概説書は残念ながら現在のところ存在しないが、各法分野において、脚注に掲げた文献が参考となる。また、英語による情報源及び調査方法等については、「Globalex」というウェブサイトの中の「UPDATE: Legal Research in Slovakia」¹⁷等が参考になる。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.42 No.9』（国際商事法研究所、2014年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第24回 スロバキア」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

¹⁷ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/slovakia1.htm>